

入院費用について

※1ヶ月を30日で計算しています。

70歳未満の患者様の1ヶ月の入院自己負担額の概算

所得区分	医療費	食事代	居住費	月計
	自己負担限度額	食事療養費負担額		
区分ア（標準報酬月額 83万円以上）	252,600円 +（医療費-842,000）×1%	月額 44,100円 一食 490円 1日当たり1,470円×30日	月額 11,100円 1日当たり 370円×30日	計30万7,800円 +α(1%分)
区分イ（標準報酬月額 53万～79万円）	167,400円 +（医療費-558,000）×1%			計22万2,600円 +α(1%分)
区分ウ（標準報酬月額 28万～50万円）	80,100円 +（医療費-267,000）×1%			計13万5,300円 +α(1%分)
区分エ（標準報酬月額 26万円以下）	月額上限 57,600円			計11万2,800円
区分オ（住民税非課税）	月額上限 35,400円	月額 20,700円 一食 230円 1日当たり690円×30日	月額 11,100円 1日当たり 370円×30日	計6万7,200円

※1ヶ月を30日で計算しています。

70歳以上の患者様の1ヶ月の入院自己負担額の概算

適用区分	医療費	食事代	居住費	月計（概算）
	自己負担限度額	食事療養費負担額		
Ⅲ 課税所得 690万円以上の方	252,600円 +（医療費-842,000）×1%	月額 44,100円 一食 490円 1日当たり1,470円×30日	月額 11,100円 1日当たり 370円×30日	計30万7,800円 +α(1%分)
Ⅱ 課税所得 380万円以上の方	167,400円 +（医療費-558,000）×1%			計22万2,600円 +α(1%分)
Ⅰ 課税所得 145万円以上の方 一部負担金 3割	80,100円 +（医療費-267,000）×1%			計13万5,300円 +α(1%分)
一般 一部負担金 1割、2割	月額上限 57,600円			計11万2,800円
低所得者 Ⅱ 住民税非課税世帯 一部負担金 1割	月額上限 24,600円	月額 20,700円 一食 230円 1日当たり690円×30日	月額 11,100円 1日当たり 370円×30日	計5万6,400円
低所得者 Ⅰ 住民税非課税世帯 （年金収入80万円以下 等） 一部負担金 1割	月額上限 15,000円	月額 9,900円 一食 110円 1日当たり330円×30日	月額 11,100円 1日当たり 370円×30日	計3万6,000円

※上記以外に治療行為によって、保険外の医薬品、差額ベッド料、病衣・オムツのリース契約、診断書、歯科の往診料、散髪料などは自己負担限度額に含まれません。

※自己負担限度額は負担額の上限であり、この医療費を日割り計算するものではありません。

※自己負担限度額は月単位となります。例えば月末に入院されて短い入院期間でも医療費が上限額まで達すれば、一ヶ月入院した医療費と同額のご負担となります。（食費は提供させて頂いた分の請求です）

※上記金額は入院に必要な費用のおおよその目安です。

※個室・準個室へご入院される場合は、別途室料が発生いたします。

※令和6年6月1日改定。